

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第87回> 減価償却資産の取得時期と
契約種別の特定

大阪勉強会グループ 著
(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回（第86回）は No.3777（令和5年11月13日号）に掲載いたしました。〕

前回から機械装置の取得時期を争った事件の判決文・判決文を扱っている。契約種類の認定とともに、「検収」という用語の使われ方に是非着目して確認していただきたい。

1 はじめに

濱田

sample

sample

sample

第19号

TAINS コード F0-2-933

白井) この事件は、審判所の裁決が出た後、
東京地裁に

内藤) sample

が論点から

論点になっていました。

岡野) 本件では、契約種別の特定が争点とな
りました。実務でもよく出てきそうな事例なの
で、非常に参考になると思います。

sample

sample

sample

なります。

ポイント

契約種別の特定が争点となっ

ような

2 概要と事実関係

濱田) まず概要を確認します。

時期を巡り国が勝訴]

東京地方裁判所 2023年3月9日（令和2年
（行ウ）第360号）

プラスチック製のパレット（法務現場など
造等を行
平成27年
でのコス

特殊な成
形方法によるパレット製造が可能な機械装置
を導入すべく、Y社との間で交渉を開始し
た。

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他